

特許庁委託事業

タイにおける 知的財産の審判等手続に関する調査

2020 年 3 月

日本貿易振興機構（JETRO）
シンガポール事務所 知的財産部

第3章 調査結果

第1 審判手続の概要と対象権利及び審判機関

1. 審判手続の概要

一般的に知的財産の審判手続には、①知的財産庁の判断（拒絶査定や異議申立に対する決定等）の妥当性を検証するための「審査の上級審」としての審判手続（以下「査定系審判手続」という。）、②知的財産権の取消請求等に対する判断を行うための「紛争の解決」としての審判手続（以下「当事者系審判手続」という。）、③その他の審判手続がある。

タイでは、①査定系審判手続に該当するものとして DIP 長官又は登録官による補正命令、拒絶査定、異議申立への決定等に対する不服申立の審判手続が、②当事者系審判手続に該当するものとして取消請求等の審判手続が、③その他の審判手続に該当するものとして強制実施権付与に関する DIP 長官の決定やライセンス付与に関する登録官の決定等に対する不服申立の審判手続があり、DIP 内に設置されている特許委員会及び商標委員会で実施される。

2. 対象権利及び審判機関

(1) 特許権・小特許権

特許権・小特許権は審判手続の対象であり、DIP 内に設置されている特許委員会において審判手続が実施される。

特許委員会は、法制委員会事務総長を議長とし、内閣によって指名された科学、工学、工業、農業、薬学、経済、法律の分野における有識者 12 名以下の委員から構成され、委員のうち少なくとも 6 名は民間から任命される¹。委員の任期は 2 年間で再任可能である²。現在のメンバーは 13 人である。

(2) 意匠権

意匠権は審判手続の対象であり、DIP 内に設置されている特許委員会において審判手続が実施される。

(3) 商標権

商標権は審判手続の対象であり、DIP 内に設置されている商標委員会において審判手続が実施される。

¹ タイ特許法（Patent Act (No.2) B.E. 2535 及び Patent Act (No.3) B.E. 2542 による改正後の Patent Act B.E. 2522 を意味し、以下「特許法」という。）第 66 条

² 特許法第 67 条

商標委員会は、DIP 長官を議長とし、司法審議会事務局長（又はその代理人）、検事総長（又はその代理人）及び内閣によって指名された 8 名以上 12 名以下の知的財産権又は商標権に関する経験を有する法律又は商業分野の有識者から構成され、有識者のうち少なくとも 3 分の 1 は民間から任命される³。なお、委員の任期は 4 年間で再任可能であり⁴、現在のメンバーは 14 人である。

³ タイ商標法（Trademark Act (No.2) B.E. 2543 及び Trademark Act (No.3) B.E. 2559 による改正後の Trademark Act B.E. 2534 を意味し、以下「商標法」という。）第 95 条

⁴ 商標法第 97 条

第2 特許権・小特許権の審判手続

1. 審判手続の種別

特許法では、特許権及び小特許権に関連して以下の審判手続を規定している。なお、タイでは、特許権及び小特許権の取消請求（DIP 長官による取消請求を除く。）は DIP ではなく、裁判所で審理されることとなっているため、当事者系審判手続は規定されていない（特許法第 54 条、第 65 条の 9）。

査定系審判手続

- ① DIP 長官による共同発明者の出願参加に関する決定に対する不服申立（特許法第 15 条、第 72 条）
- ② DIP 長官による特許・小特許出願の拒絶査定に対する不服申立（特許法第 28 条、第 30 条、第 72 条）
- ③ DIP 長官による異議申立に関する決定に対する不服申立（特許法第 34 条、第 72 条）

その他の審判手続

- ④ DIP 長官による職務発明の報奨金の決定に対する不服申立（特許法第 12 条、第 72 条）
- ⑤ 特許権の実施許諾用意に基づくライセンス条件に関する DIP 長官の決定に対する不服申立（特許法第 45 条）
- ⑥ 特許権・小特許権の強制実施権付与に関する DIP 長官の決定に対する不服申立（特許法第 49 条）
- ⑦ 特許権・小特許権の強制実施権の条件に関する DIP 長官の決定に対する不服申立（特許法第 50 条）
- ⑧ DIP 長官による特許権の取消請求（特許法第 55 条）

2. 申立人の要件

審判手続の申立人の要件は、以下のとおりである。以下のとおり、申立人が限定されているため、匿名での申立は認められない。

手続種別	申立人
<u>査定系審判手続</u>	
① 共同発明者の出願参加に関する決定に対する不服申立	利害関係人
② 特許・小特許出願の拒絶査定に対する不服申立	利害関係人

③ 異議申立に関する決定に対する不服申立	利害関係人
その他の審判手続	
④ 職務発明の報奨金の決定に対する不服申立	利害関係人
⑤ 実施許諾用意に基づくライセンス条件に関する決定に対する不服申立	特許権者 許諾申請者
⑥ 強制実施権付与に関する決定に対する不服申立	利害関係人
⑦ 強制実施権の条件に関する決定に対する不服申立	利害関係人
⑧ DIP 長官による特許権の取消請求	DIP 長官

3. 申立の期間

審判手続の申立の期間は、「⑤特許権の実施許諾用意に基づくライセンス条件に関する DIP 長官の決定に対する不服申立」のみ DIP 長官の決定を受領した後 **30 日以内**であるが（特許法第 45 条）、その他の手続（⑧DIP 長官による特許権の取消請求を除く。）は全て DIP 長官の決定・命令を受領した後 **60 日以内**となっている（特許法第 72 条）。なお、⑧DIP 長官による特許権の取消請求については、申立の期間は定められておらず、DIP 長官は特許法第 55 条に定める要件を満たすと判断した場合に、いつでも請求することができる。

4. 申立理由・手続・単位

審判手続は、DIP 長官による決定・命令に対して不服がある場合に申立てることができる、特段申立理由に関する制限はない。

申立は、所定の申立書（別紙 1 参照）及び委任状各 1 部並びに申立に関連する証拠書類 10 部を特許委員会に提出し、かつ、相手方がいる場合には相手方にもこれらの書類を送付することで開始される⁵。但し、申立と同時に証拠書類を提出できない場合には、申立から 60 日以内であれば追完することができ、この追完期間は 30 日を上限として 2 回（合計で 60 日が上限）まで延長を申請することができる⁶。申立書等の提出は、DIP 窓口での提出、郵送での提出、

⁵ 特許法第 72 条、補正、不服申立若しくは異議申立に関する申請書及び関係書類の様式並びに部数に関する DIP 決定（“Notification of the Department of Intellectual Property regarding Application Forms for Amendment, Objection, Opposition and Supporting Documents of such Application, and Numbers of Copies (dated September 27, 1999) amended by the Notification of the Department of Intellectual Property (dated February 16, 2018” 以下「DIP 決定」という。）第 13 条、第 15 条

⁶ タイ特許委員会規則（“Regulations of the Patent Board on Introduction of Evidence or Making of Additional Statement B.E. 2541 (1998)” 以下「特許委員会規則」という。）第 6 条

オンラインシステムによる提出が認められているが、現地代理人によればオンラインシステムには頻繁に不具合が生じているため、窓口又は郵送で提出することが一般的とのことであった。なお、法令には規定されていないが、DIP及び現地代理人からのヒアリングによれば、書類の言語がタイ語以外の場合には少なくとも審判手続に関連する部分についてはタイ語翻訳を提出すべきとのことである。また、外国人又は外国法人が作成した委任状は作成した国の公証人による公証が必要である。

また、拒絶査定や決定のあった請求項のうち一部の請求項についてのみの審判手続の申立の可否については法令に定めはないが、DIP及び現地代理人からのヒアリングによれば、可能ではあるものの、実務上は一部申立が行われることは稀であり、仮に一部申立を行った場合であっても特許委員会は全ての請求項についてのDIP長官の決定を検討した上で判断を行うとのことであった。

5. 申立の補正の可否

申立人は、審判手続の申立後60日以内であれば、申立書の補正を行うことができる⁷。補正期間は30日を上限として2回（合計で60日が上限）まで延長を申請することができる⁸。

なお、補正の際に追加の陳述書や証拠書類を追完することもできるが、当初の申立書に記載されていない新たな事実や主張を追加することはできない⁹。

6. 取下手続・単位

審判手続の申立の取下については法令に定めはないが、DIP及び現地代理人からのヒアリングによれば、補正と同様に審判手続の申立後60日以内であれば、取下を行うことが可能とのことである。

また、上記第3章第2第5項に記載する方法に従って申立書を補正することにより、一部の請求項に関する申立についてのみ取り下げることと同様の効果を得ることも可能であるが、前記第3章第2第4項のとおり、実務上は一部申立であっても、全ての請求項について判断されるため、一部の請求項に関する申立についてのみ取り下げるメリットはない。

⁷ 特許委員会規則第6条

⁸ 特許委員会規則第6条

⁹ 特許委員会規則第5条

7. 審判手続内での出願の補正・訂正手続

出願に対する拒絶査定や異議申立に関する決定に対する審判手続内で出願自体の補正又は訂正が行えるか否かについては法令に定めはないが、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、認められないとのことであった。

DIP 及び現地代理人によれば、出願の補正又は訂正は、特許委員会ではなく、DIP の登録官に対して申請するものであるため、特許委員会に対して申請することはできず、特許委員会の決定を待った上で、別途出願の補正又は訂正の申請を DIP の登録官に対して行わなければならないとのことであった。もっとも、軽微な修正又は是正（誤字・脱字の修正や名称の誤記の修正等）であれば、審判手続中であっても、DIP 登録官に対して申請することができるとのことであった。

8. 審判方式（書面か口頭か、面接の可否、決定方法・基準の有無等）

特許委員会による審判の具体的な方式については法令に定められておらず、特許委員会はその決定にあたり提出された証拠や陳述書を検討することができるということのみが規定されている¹⁰。

この点、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、特許委員会は提出された書面のみを検討し、申立人やその他の利害関係人からのヒアリングを行わないのが一般的であり、特許委員会によるヒアリングが行われるのは非常に稀な場合のみとのことである。もっとも、ヒアリングを行うか否かは特許委員会の裁量によるものであり、何らかの基準があるわけではない。また、申立人から特許委員会に対して面接の申し込みを行うことは可能だが、面接が受け入れられるかについても特許委員会の裁量によるとのことである。

9. 審判手続（審判官の体制、独立性の有無等）

特許委員会の決定は、委員の総数の半数以上の出席をその定足数とし、出席委員の過半数をもって決定されることとなっている¹¹。もっとも、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、通常は特許委員会内に設置されている分野ごとの5つの分科会¹²に各案件が配属され、分科会において先行して検討が行われるとのことであった。各分科会は特許委員会の委員7名で構成されており、実際には分科会の事務局が書類等の検討を行った上で分科会を招集

¹⁰ 特許法第73条、特許委員会規則第5条

¹¹ 特許法第69条

¹² 特許法第71条

し、分科会の構成員の総数の半数以上の出席をその定足数とし、出席委員の過半数をもって当該審判手続に関する決定が行われる。その後、分科会で決定された内容が特許委員会に上程され、最終的に特許委員会において承認を得るという流れを採るとのことである。

10. 審判官の資格要件と除斥、忌避、回避の可否及び手続

特許委員会の委員の資格要件は、前記第3章第1第2項(1)記載のとおり、法制委員会事務総長並びに内閣によって指名された科学、工学、工業意匠、農業、薬学、経済、法律の分野における有識者である。

審判官の除斥、忌避、回避の手続は法令には規定されていないが、DIP及び現地代理人からのヒアリングによれば、審判内容について一定の利害関係を有する委員は審判手続に参加できないこととなっているため、利害関係を有する審判官がいる場合には、特許委員会の判断又は申立人等からの申請に基づいて、当該委員を忌避又は回避することが可能である。

11. 審判期間

DIPの通達では審判手続は19か月以内に完了させなければならないこととなっているが、現地代理人からのヒアリングによれば、実際は1年半から2年程度かかっているとのことである。

12. 審決の具体的内容

審決の具体的な内容は案件ごとによるが、拒絶査定に対する審判手続を例にとると、主に以下のような内容から構成されている。

- ① 申立人の名称、対象となっている特許権の名称、出願番号、出願日、公開日及びクレームの概要
- ② 拒絶査定の対象となったクレーム及び拒絶査定の理由
- ③ 拒絶査定に対する申立人の反論と提出された証拠の概要
- ④ 審判請求に対する特許委員会の決定とその理由

13. 審決の確定と効果

審決の確定要件と確定の効果は、以下のとおりである。

手続種別	確定要件と効果
<u>査定系審判手続</u>	
① 共同発明者の出願参加に関する決定に対する不服申立	出願人等は、審決に対して、審決の受領日から 60 日以内に裁判所に不服申立をすることができるため、60 日以内に提訴されなかった場合に確定する。 審決によって不服申立てが棄却された場合には出願人等は DIP 長官の決定に従わなければならない、DIP 長官の決定が破棄された場合には DIP 長官は審決に従わなければならない。
② 特許・小特許出願の拒絶査定に対する不服申立	
③ 異議申立に関する決定に対する不服申立	
<u>その他の審判手続</u>	
④ 職務発明の報奨金の決定に対する不服申立	利害関係人、特許権者又は実施権者は、審決に対して、審決の受領日から 60 日以内に裁判所に不服申立をすることができるため、60 日以内に提訴されなかった場合に確定する。 審決によって不服申立が棄却された場合には利害関係人等は DIP 長官の決定に従わなければならない、DIP 長官の決定が破棄された場合には DIP 長官は審決に従わなければならない。
⑤ 実施許諾用意に基づくライセンス条件に関する決定に対する不服申立	
⑥ 強制実施権付与に関する決定に対する不服申立	
⑦ 強制実施権の条件に関する決定に対する不服申立	
⑧ DIP 長官による特許権の取消請求	

14. 審判・審決の公開の有無

特許委員会による審判手続は非公開であり、審決も原則として公開されていない。

15. 審判の件数及び取消率

DIP から開示された資料によれば、過去 5 年間の特許権の審判手続の申立件数は以下のとおりである。

年	件数 (特許)	件数 (小特許)
2015	3	0
2016	2	0
2017	2	6
2018	8	1
2019	13	0

また、現地代理人からのヒアリングによれば、特許委員会において DIP 長官の決定又は命令が覆される確率は 60%から 70%とのことであり、比較的高い確率で申立人の主張が認められているようである。

16. 審決取消訴訟の件数及び取消率

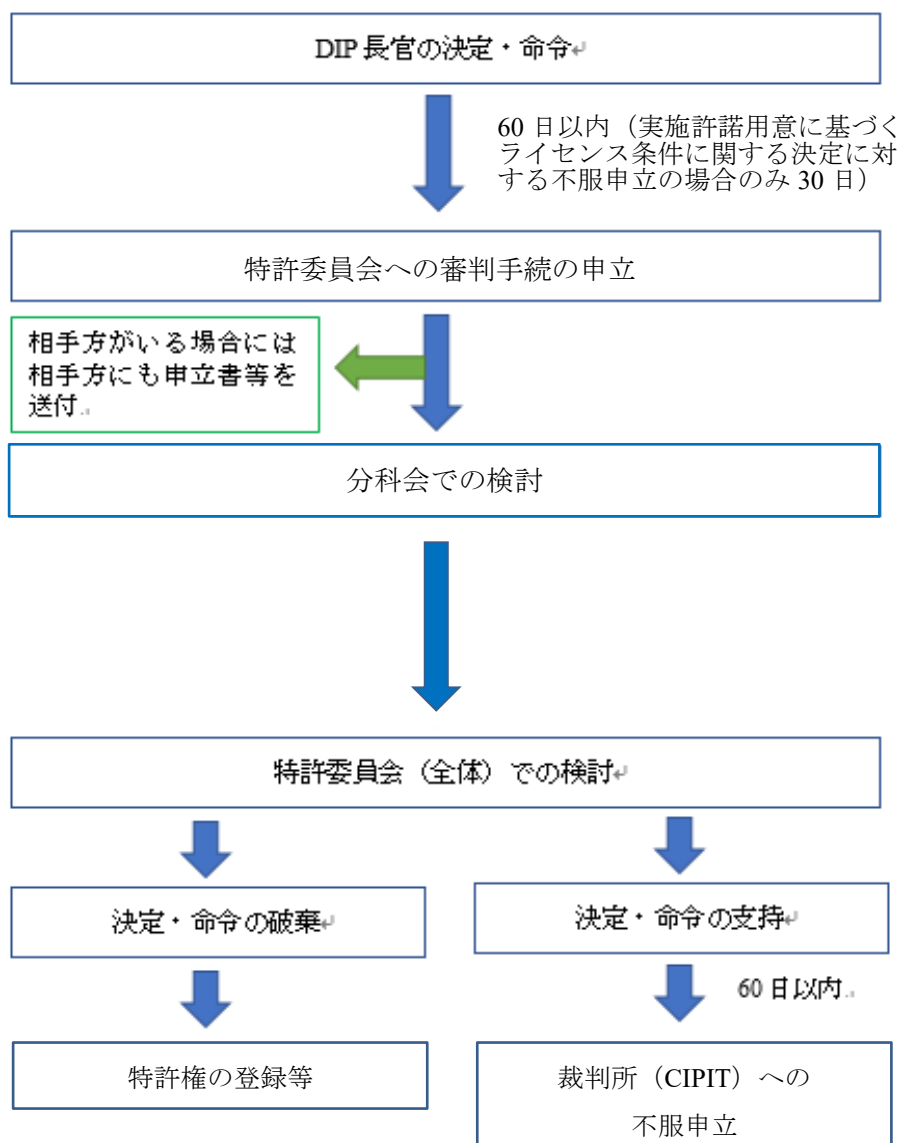
特許委員会の審決を不服として裁判所に審決取消訴訟が提起される件数は不明である。

また、現地代理人からのヒアリングによれば、裁判所は特許委員会の審決を支持することが多く、審決取消が認められる件数は少ない (10%程度) のことである。

17. 料金

特許委員会への審判手続の申立費用は、申立 1 件当たり 500 バーツ (約 1,725 円) であり、審判手続の内容等によっても変わりはない。

18. 手続フローチャート



19. 審判の利用可能性（質及びスピード等）、審判の効果的な活用策、代表的な事例等

上記のとおり、特許委員会の審判手続において申立人の主張が認められ、DIP 長官の決定又は命令が覆される確率は比較的高いことから、時間はややかかるものの、特許権の審判手続は権利者にとって非常に有益なものであると言える。

審判手続の中では、特許・小特許出願の拒絶査定に対する不服申立と異議申立に関する DIP 長官の決定に対する不服申立の件数が多いとのことであるため、権利者としては特許又は小特許出願の拒絶査定を受けた場合や自らの特許又は小特許出願に関して第三者から異議申立がなされ、DIP 長官が当該異議申立を認める決定を下した場合には、審判手続を申立てることが効果的である。



แบบ สป/สพ/อสป/009-ก
 หน้า ของจำนวน หน้า
 สำหรับเจ้าหน้าที่
 วันที่ _____
 วันที่ _____
 ลงชื่อ _____ ผู้รับ
 (ค่าธรรมเนียม 500 บาท)

คำอุทธรณ์

คำขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร เลขที่ _____
 วันยื่นคำขอ _____
 ชื่อที่แสดงถึงการประดิษฐ์/การออกแบบผลิตภัณฑ์ _____

1. ชื่อ _____

ที่อยู่ _____

ตำบล/แขวง _____ อำเภอ/เขต _____ จังหวัด _____ รหัสไปรษณีย์ _____

โทรศัพท์ _____ สัญชาติ _____ อาชีพ _____

เลขประจำตัวประชาชน เลขทะเบียนนิติบุคคล เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร

สถานที่ทำงาน/สถานที่ประกอบการ ที่อยู่เดียวกับที่ระบุข้างต้น

ที่อยู่ _____

ตำบล/แขวง _____ อำเภอ/เขต _____ จังหวัด _____ รหัสไปรษณีย์ _____

โทรศัพท์ _____

2. ข้าพเจ้าขออุทธรณ์คำสั่ง/คำวินิจฉัยของอธิบดีกรมทรัพย์สินทางปัญญาเกี่ยวกับคำขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร
ที่ระบุข้างต้น ซึ่งสั่งให้ _____

โดยมีเหตุผลปรากฏตามรายละเอียดท้ายคำอุทธรณ์นี้ จำนวน _____ หน้า

3. ข้าพเจ้ามีส่วนได้เสียเกี่ยวกับการขอรับสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตรดังกล่าว คือ _____

4. ข้าพเจ้าได้ส่งหลักฐานประกอบคำอุทธรณ์มาด้วยแล้ว คือ

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____
- (4) _____
- (5) _____

5. ข้าพเจ้าขอรับรองว่า ข้อความที่ระบุข้างต้นและในรายละเอียดการอุทธรณ์นี้ถูกต้องและเป็นความจริง

ทุกประการ

วันที่ _____

ลายมือชื่อ _____ ผู้อุทธรณ์
(_____)

หมายเหตุ

1. ให้กรอกข้อความด้วยการตีพิมพ์ หรือสือพิมพ์อย่างชัดเจนเป็นภาษาไทย
2. รายละเอียดคำอุทธรณ์ต้องแยกระบุเป็นข้อๆ ตามประเด็นการอุทธรณ์ และให้บรรยายเหตุผลให้รัดกุมและชัดเจน
3. คำอุทธรณ์และรายละเอียดคำอุทธรณ์ให้ยื่นต้นฉบับ 1 ชุด และสำเนา 10 ชุด

รายละเอียดการอุทธรณ์

TextField1

ลายมือชื่อ _____ ผู้อุทธรณ์

[参考英訳]

Form SorPor/SorPhor/OrSorPor/009-Kor

-Royal Emblem-

Page of pages
Officer use

At _____

Date _____

Signature _____ Recipient

(500 Baht fee)

Appeal

Application for patent / petty patent No. _____

Filing Date _____

The name of the invention / product design _____

1. Name _____

Address _____

Sub-district _____ District _____ Province _____ Postal code _____

Phone No. _____ Nationality _____ Occupation _____

ID Number Corporate Registration No. Tax ID No. _____

Workplace/ Place of Business Same as the address specified above

Address _____

Sub-district _____ District _____ Province _____ Postal code _____

Phone No. _____

2. I hereby appeal against the order / decision of the Director-General of the Department of Intellectual Property regarding the above-mentioned patent / petty patent application, which ordered

with the reasons appeared in the appeal details attached to this appeal, having _____ pages.

3. I am the interested person in the above patent application / petty patent, which is _____

4. I have submitted supporting evidence together with the appeal as follows:

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____
- (4) _____
- (5) _____

5. I hereby certify that the statements mentioned above and in the details of the appeal are true and correct in all respects.

Date _____

Signature _____ Appellant
(_____)

- Note:
- 1. Fill in the form by typing or typewriter clearly in Thai.
 - 2. The details of the appeal must be specified in separate points according to the issues of the appeal and explain the reasons clearly and concisely.
 - 3. 1 original copy and 10 copies of the appeal and the appeal details shall be submitted.

Appeal Details

Signature_____Appellant

特許庁委託事業

タイにおける知的財産の審判等手続に関する調査

発行

日本貿易振興機構シンガポール事務所 知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

2020 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、2019 年度に日本貿易振興機構シンガポール事務所知的財産部が TMI Associates (Singapore) LLP の協力のもと作成したものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。